

## 小出小学校中型除雪機リース 仕様書

### 1 概要

この仕様書は、「6 学年第 3 号 中型除雪機リース」（以下、「本件」という）に適用するものであり、ここに明記されていない事項については、魚沼市長（以下、「発注者」という）と受注者が協議のうえ決定するものとする。

### 2 納入品の規格

- (1) 以下の規格等を満たすものとする。

名称	規格・仕様
除雪幅	92 cm以上
使用燃料	ガソリン
エンジン最大出力	17.3PS 以上
安全装置	①運転者離脱時安全機構又は同等の機能を有するもの (デッドマンクラッチ等) ②シューター部非常停止機構又は同等の機能を有するもの (シューター部の雪詰まりを取り除く際、ガードを外すとエンジンが停止する機能、ガードを外すとエンジン始動できなくなる機能等) ③後進時非常停止機構又は同等機能を有するもの
付属品	メーカー標準付属品 一式 取扱説明書 一式

- (2) 参考機種

和同産業 SX1792-NT、フジイコーポレーション Si1018S1-Sa

### 3 リース期間

リース期間は、令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 60 か月間とする。

本件は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減のあった場合、契約の変更又は解除ができるものとする。

### 4 納入場所及び納入台数

小出小学校（魚沼市佐梨 1060 番地） 1 台

### 5 納入期限

令和 6 年 10 月 31 日までとする。

※納入日に関わらず、リース期間開始日は令和 6 年 11 月 1 日とする。

## 6 納品検査

納品検査は、受注者が立会いのもと、発注担当者又は学校担当者と行う。

受注者の搬入作業に起因する物品の障害は、受注者の負担により現状回復するものとする。

## 7 リース料の支払い

リース期間開始日の令和6年11月1日からリース料が発生するものとし、契約締結日から納入期限までの間の支払いはしない。

リース料の支払いは月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

## 8 リース料の内容

リース料に含まれる費用は機種代金のみとし、賠償責任保険、定期点検に要する費用及び消耗品類交換に要する費用は含まないものとする。ただし、納入日から1年間はメーカーによる賠償責任保険に加入するものとする。

## 9 その他

- (1) リース期間終了後の物品は発注者に無償譲渡するものとする。
- (2) 受注者の過失により発注者に損害を与えた場合、受注者の責任により賠償する。
- (3) 物品の搬入については、発注者及び学校と協議した上で実施すること。
- (4) 納入時に操作方法の説明を行うこと。
- (5) 疑義が生じた場合、発注者と受注者はその都度協議を行う。